

1. 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

- ① 計画期間 令和5年2月1日～令和10年1月31日までの 5年間
- ② 内 容

目標 1：令和10年1月までに、所定外労働を削減するため、
ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和5年2月～ ノー残業デーの実施
毎月 11日～15日の5日間をノー残業デーとし、定時帰宅を促す。
- 社内回覧による社員への周知

2. 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

女性が活躍できる職場にするため、次のように特定事業主行動計画を策定する。

- ① 計画期間 令和7年4月1日～令和10年1月31日までの 3年間
- ② 内 容

目標 1：女性管理職を1名以上登用
2：年次有給休暇の時間単位付与

<対策>

- 就業規則の改訂 令和7年4月1日～
- 社内回覧による社員への周知 令和7年4月1日～

ハラスメントの相談・雇用管理の改善等に関する事項に係わる
相談窓口を設置

平成31年3月より設置

雇用契約書に明記し社員へ周知

以上